from AGE-O
0歳から輝くまち
ーエイジゼローin AGEO

居宅訪問型保育事業者のための集団指導

上尾市　こども未来部　保育課

from AGE-O
0歳から輝くまち
ーエイジゼローin AGEO

1．法令等におけるベビーシッターの位置づけ

2．保育の無償化

3．認可外保育施設指導監督基準の内容

from AGE-0 in AGEO
0歳から輝くまち
ーエイジゼローー

1．法令等におけるベビーシッターの位置づけ

2．保育の無償化

3．認可外保育施設指導監督基準の内容

ベビーシッターとは

居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）

保育を必要とする乳児・幼児であって満三歳未満のものについて、
当該保育を必要とする**乳児・幼児の居宅において**家庭的保育者による**保育を行う事業**

（児童福祉法第6条の3第11項）

※家庭的保育者とは・・・

市町村長が行う研修を修了した保育士その他の内閣府令で定める者であって、
当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うものとして
市長村長が適当と認めるもの

（児童福祉法第6条の3第9項第1号）

認可外保育施設とは

家庭的保育事業・小規模保育事業・**居宅訪問型保育事業**・事業所内保育事業を行うもののうち、**保育所の認可を受けていないもの**は、その事業の開始から1ヶ月以内に**都道府県知事に届け出なければならない**

（児童福祉法第59条の2第1項）

つまり・・・

認可外のベビーシッターの事業を行う場合、

認可外保育施設設置の届出を行う必要がある

届出・定期報告

ベビーシッター



①設置届出

②定期監査

③運営状況報告

上尾市



届出

・事業開始日から1ヶ月以内に届出

・事業の休止、廃止も1ヶ月以内に届出

運営状況報告

認可外保育施設の設置者は、毎年、
施設の運営状況を都道府県知事に
報告しなければならない

（児童福祉法第59条の5第1項）

監査の目的

●立入調査について

・児童福祉法第59条に基づく指導監督の一環
・年1回以上行う
・「認可外保育施設指導監督基準」およびその他法令等を遵守した保育を行っているか確認する

都道府県知事は、（略）認可を受けていないもの（略）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、（略）必要な調査若しくは質問をさせることができる。

（児童福祉法第59条第1項）

集団指導

●集団指導について

・ベビーシッターは立ち入る施設がないため立入調査ができない
・立入調査に代えて集団指導を行う
・**監査にかわるもの→参加が義務**

●上尾市の集団指導

講習指導　　：法令・保育に関する資料による理解の促進
自主点検表の提出：指導監督基準を満たしているか自己申告
書面審査　　：自己点検票の内容の調査

クリアすると**認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書**を発行

from AGE-O in AGEO
0歳から輝くまち
ーエイジゼローー

1．法令等におけるベビーシッターの位置づけ

2．保育の無償化

3．認可外保育施設指導監督基準の内容

無償化とは

幼稚園や保育園などの入園料や月々の利用料を無料または軽減するという制度

主な無償化対象の施設・サービス

- 認可保育所
- 認定こども園
- 幼稚園
- 幼稚園や認定こども園等の預かり保育事業
- 認可外保育施設
- 上記以外のサービス（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、居宅訪問事業）

無償化の給付を受けるためには以下の２つが必要

① 保護者は市から無償化の認定を受けること（施設等利用給付認定）

② **施設（事業者）**は無償化の対象施設である**確認を受ける**こと

施設等利用給付認定

居宅訪問事業において、**保護者**がその利用料の給付を受けるためには、利用する前に**自治体に認定してもらう**ことが必要

保護者



①認定申請書

②認定通知書



認定を受ける前に利用した費用は、無償化の対象とならない

無償化対象施設となるためには

市の「確認」を受けた施設のみが無償化対象施設となる



①確認申請書 →

← ③確認証明書



②指導監督基準を満たす旨の証明書
が発行されているか確認

集団指導を受けて「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が発行されないと無償化対象施設とならない

無償化に関する注意点

・無償化対象施設としてベビーシッター業務を行う場合、
「特定子ども・子育て支援施設等確認通知書」が必要となる

・確認証明書が交付されるには**「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が必要**

from AGE-O in AGEO
0歳から輝くまち ーエイジゼローー

1．法令等におけるベビーシッターの位置づけ

2．保育の無償化

3．認可外保育施設指導監督基準の内容

保育に従事する者の数及び資格

１．保育に従事する者の数

原則：保育に従事する者1人に対して乳幼児1人

例外：保育している乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用している場合で、
保護者が契約において同意しているとき

保育に従事する者の数及び資格

２．保育に従事する者の資格

保育に従事する全ての者が、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は
都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること

※都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修

- 子育て支援員研修（地域型保育コース）
- ベビーシッター要請研修
- ベビーシッター現任研修
- 認定ベビーシッター資格取得に関する科目の履修

３．保育士の名称について

保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で
使用してはならない

設備、災害対応等

保育室等の構造、設備及び面積

保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、
乳幼児の居宅等について広さ等の要件を求めるものではない

非常災害に対する措置

・防災上の必要な措置を講じていること
・火災や地震などの災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む）をあらかじめ検討し、実施すること

2階以上に保育室を設ける場合

保育を受ける乳幼児の居宅等において行うものであることから、
原則、本基準を適用しない

保育内容

１．保育の内容

・児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること
・乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく
　組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮がなされた
　保育の計画を定めること
・乳幼児の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実施すること
・漫然と乳幼児にテレビやラジオを見せ続けるなど、乳幼児へのかかわりが少ない
　「放任的」な保育になっていないこと
・必要な遊具、保育用品等を揃えること

保育内容

2．保育従事者の保育姿勢等

・乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として　適切な姿勢であること
・保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること
・乳幼児に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、乳幼児の人権に十分配慮すること
・乳幼児の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること

保育内容

３．保護者との連絡等

・保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと
・保護者との緊急時の連絡体制をとること
・保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること

給食

ベビーシッターが食事の提供を行う場合、衛生面等必要な注意を払う必要があることから、必要に応じて本基準を適用すること

１．衛生管理の状況

・調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと

２．食事内容等の状況

・乳幼児の年齢や発達、健康状況（アレルギー疾患等を含む）等に配慮した食事内容とすること
・調理はあらかじめ作成した献立に従って行うこと

健康管理・安全確保

１．健康状態の観察

・登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態を観察すること

２．職員の健康診断

・職員の健康診断を年1回実施すること（労働安全衛生法にて義務付け）
・調理に携わる職員はおおむね月1回検便を行うこと

３．感染症への対応

・感染予防のための対策を行うこと

健康管理・安全確保

４．乳幼児突然死症候群に対する注意

・睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること
・乳児を寝かせる場合には、あおむけに寝かせること

５．安全確保

・令和5年4月1日より、安全計画の策定が義務化
・安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと
・保護者に対し、安全計画に基づく取り組み内容等について周知すること
・事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的に実施すること
・損害賠償責任保険等に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること

利用者への情報提供・帳簿

提供するサービス内容の提示

・書面等により、利用者へ明示が義務付けられている事項を提示すること
・利用者と契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付すること
・利用予定者から申込みがあったときには、契約の内容等を説明すること

備える帳簿

・事業者の状況を明らかにする書類、帳簿等を整備すること